

## 平成 21 年度東京都商品等安全対策協議会「子供に対するライターの安全対策」 の提言に基づく使い捨てライターの法規制化の効果等について

### 1 使い捨てライターの法規制化の経緯

ライターを使った子供の火遊びによる火災件数が一向に減らず、死者や負傷者が出たり、建物が延焼するなど重大事故につながるケースが多いことから、東京都商品等安全対策協議会では、平成 21 年度のテーマとして「子供に対するライターの安全対策」に取り組んだ。

協議会の提言を受け、東京都は国に対し、子供がライターを簡単に操作することができないように、国内に流通するライターにチャイルドレジスタンス対策を実施するよう法規制化を要望した。

その結果、国は、使い捨てライターを消費生活用製品安全法の特別特定製品に指定し、平成 22 年 12 月 27 日より法規制を開始した。政令の附則により 9 か月間の販売猶予期間を経て、平成 23 年 9 月 27 日からは、幼児の誤使用を防ぐチャイルドレジスタンス機能 (CR) を備えないライターや、幼児の興味を引くようなおもちゃ型のライター (ノベルティライター) など、技術上の基準に適合しない使い捨てライターは販売出来なくなった。なお、CR 等の技術基準に適合しているライターについては PSC マークの表示が義務づけられている。

### 2 使い捨てライターの法規制化の効果

東京消防庁「火災の実態」で報告されている火遊び\*<sup>1</sup>による火災の発生状況から、使い捨てライターの法規制化の効果を検証した。

表 1 は、平成 16 年から平成 25 年までの過去 10 年間に於ける、ライターの火遊び\*<sup>2</sup>による火災の状況を、図 1 は、同じく過去 10 年間に於ける、火遊びによる火災件数とそのうちライターが発火源の火災件数の推移を示したものである。

表 1 ライターの火遊びによる火災状況

年別	火遊びによる火災件数	ライターの火遊びによる火災件数								ライターの火遊びによる損害状況				
		合計	建 物					車両	その他	焼損床面積 (㎡)	焼損表面積 (㎡)	損害額 (千円)	死者 (人)	負傷者 (人)
			小計	全焼	半焼	部分焼	ぼや							
16年	220	97												
17年	163	55	28	-	1	12	15	-	27	362	152	105,819	1	17
18年	152	74	43	1	-	13	29	3	28	458	126	76,280	-	28
19年	130	61	31	1	4	13	13	-	30	471	219	87,644	3	28
20年	168	73	34	-	2	11	21	-	39	165	320	55,339	2	23
21年	153	75	31	1	2	7	21	2	42	163	13	28,102	-	18
22年	115	54	25	-	-	5	20	2	27	93	71	23,803	2	16
23年	109	43	21	-	-	9	12	1	21	193	81	42,008	-	16
24年	98	31	14	1	-	2	11	-	17	112	7	4,009	2	9
25年	74	34	16	-	2	3	11	-	18	205	88	55,139	-	8

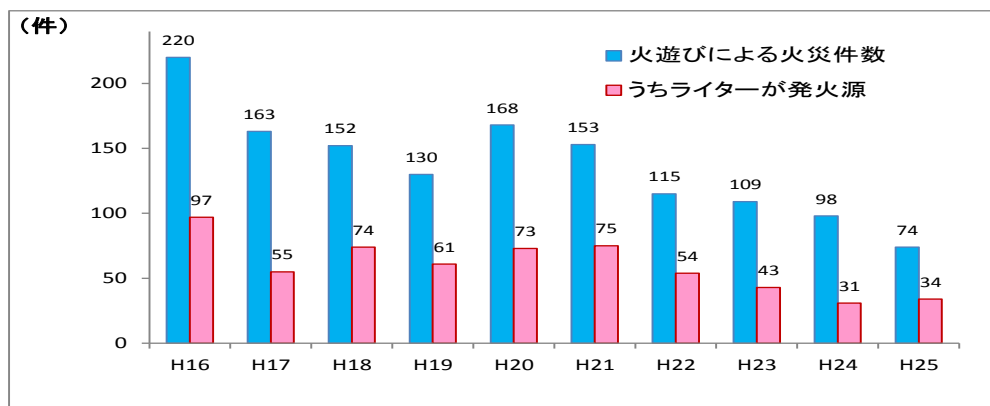


図1 火遊びによる火災件数

ライターが発火源になる火災件数について、平成21年と平成22年を比較すると、75件あったものが54件まで減少している。これは、東京都が協議会の提言を受け、リーフレットやホームページにより注意喚起（平成22年1月13日開始）を行った効果と推察される。

また、CR等の法規制化が完全実施された平成23年9月以降を見ると、ライターの発火源による火災件数は、平成23年で43件あったものが、平成24年で31件、平成25年で34件と更に減少傾向にあり、法規制化の効果が現われているといえる。

図2は、平成20年から平成25年までの過去6年間に於けるライターの火遊びによる火災行為者年齢別件数を示したものである（合計件数が図1と一致しないのは年齢不明の件数を除いているため）。法規制化が完全実施された平成23年9月以降、CRが有効と考えられる5歳以下の行為者による件数は、平成23年で8件あったものが、平成24年で2件、平成25年で3件と激減しており、法規制化の効果が現われているといえる。

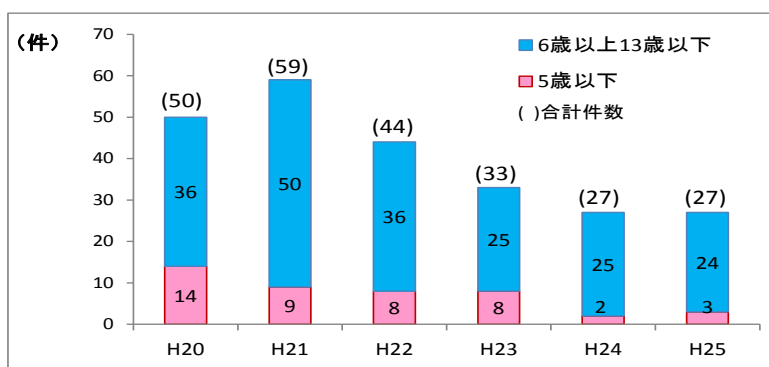


図2 ライターの火遊びによる火災行為者年齢別件数（年齢不明を除く）

- \* 1 「火遊び」とは、行為者が14歳未満の者で、遊びを目的として出火させた火災をいう。  
なお、玩具用花火で遊戯中に発火したものは、含まない。
- \* 2 火遊びで使用されたライターは、平成25年の5歳以下の行為者による火遊び3件のうち2件はCRを備えないもの。それ以外については不明。

（出典）東京消防庁「火災の実態」（平成22年版、平成25年版、平成26年版）  
同ホームページ「日常生活における事故情報」